

平成28年度第1回出雲市入札制度等監視委員会

議事概要（ホームページ公表用）

開催日及び場所	平成28年5月27日（金）15時00分～17時00分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校教授） 委員 遠藤 泰夫（出雲市自治会連合会会長） 野村 泰弘（島根大学大学院法務研究科教授） 山本 樹（弁護士） 横田 笑子（税理士）	
審議対象期間	平成27年10月1日～平成28年3月31日	
報告事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（3件）	
	一般競争入札（簡易型）	1. 平成27年度北荒木処理分区小丸子工区管渠工事
	一般競争入札（簡易型）	2. 佐田中学校改築解体工事
	随意契約	3. 平成28年災柳谷田儀駅前線道路災害応急工事
	備 考	
	抽出の考え方（抽出担当：山本委員） ・今回は次の観点から抽出した。 ①応札が1件だったこと。 ②落札率が低いこと。 ③契約金額が高いにも関わらず、随意契約であること。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意 見・質 問	
	別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

【報告事項について】	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① (1)～(5) 特になし	① -
【審議事項について】	
1) 平成27年度 北荒木処理分区 小丸子工区管渠工事	
意見・質問	回 答
<p>① 格付 A 級の業者は市内に 48 社あるが、今回の応札は、1 件にとどまっている。その原因を分析しているか。</p> <p>② この工事の入札条件の施工実績で資格を満たさない業者が相当数あるのか。基準となる成績評定点 65 点とは、どの程度の点数なのか。また、施工実績 3500 万円という基準は設計額のおよそ 2 分の 1 という形で決まっているか。</p> <p>③ 土木工事に於いて 1 者入札は多いのか。</p>	<p>① 原因分析は行っていない。</p> <p>② 今回の工事の基準を満たす土木 A 級業者で、48 者中 38 者ある。成績評定点の 65 点とは、「普通」という評定点になる。また、施工実績 3500 万円という基準は、設計額の 2 分の 1 という基準ではなく、平成 24 年度に出雲市入札制度検討委員会で定めた基準に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から簡易型一般競争入札参加条件として、設計額 7,000 万円以上 15,000 万円未満の工事は、3,500 万円の施工実績を求めている。</p> <p>③ 簡易型一般入札で、1 者入札は 4% であり、少ないと思っている。指名競争入札では 1 者入札の場合は、入札を取りやめている。簡易型一般入札の場合は、条件さえあれば、誰でも応札できるため、入札としては、有効としている。指名競争入札の場合は、複数の応札があって初めて競争が行われているとの判断から、1 者での場合、入札を取りやめている。</p>

<p>④ 1 者応札の場合、業者間で順番を決めているのではないかという疑念も持っている。1 者応札の実情を一般市民に話をすると、疑問を感じるのではないか。</p>	<p>④ ご懸念はあろうかと思うが、業者には積算を提出させた上で落札者を決定している。事前に通報でもあれば、入札を取りやめるが、私たちが行っている入札にそういった事はないと確信している。</p> <p>今回の工事は、年度後半に発注している。推測ではあるが、年度後半になると手持ち工事の関係や技術者の兼ね合いもあり、応札したくてもできないケースもあると思う。</p>
<p>⑤ 1 者応札の場合、アンケートを取る事はないか。</p> <p>⑥ こういう疑念を持たれる事もあるので、一度アンケートをとられても良いのでは。</p>	<p>⑤ 実施していない。</p> <p>毎回 1 者応札という事が続けば、考えなければならないが、現況としては、年数件と言う程度なので、業者を信頼して業務を行っている。</p> <p>⑥ 今後頻繁に発生するようであれば、アンケートの実施を検討したい。</p>
<p>⑦ 公共工事は、民間の工事より利益率が高い状況にあるか。</p> <p>⑧ 工事の時期が重なった場合、業者は利益率が高い方を選ぶのではないか。</p> <p>⑨ 公共工事の件数は昔に比べてどうか。</p> <p>⑩ 公共工事も減って、手間もかかり、利益率も高くないのであれば、民間の工事を選ぶのではないか。公共工事に魅力がなくなってきたのではないか。</p> <p>⑪ 経営審査の工事実績が多い方が点数が上がるのであれば、公共工事を施工して実績を重ねた方が良いと思うが。</p>	<p>⑦ 出雲市の場合は、県の積算基準を基に積算している。行政の工事の場合、提出書類等が多く、手間がかかるので、民間の工事より高くなる傾向にある。その当たりを圧縮できると利益率があがると思うが、実態はなんともいえない。</p> <p>⑨ 随分減っている。</p> <p>⑩ そうではないと思う。確かに書類提出等が厳しいが、民間に比べると、自治体の方が大きな工事が多く、魅力がない訳ではないと思う。</p> <p>⑪ 工事が重なって応札が少なかったかもしれないし、金額に魅力がなかったかもしれないが、はっきりとした事はわからない。</p>
<p>⑫ 資材の高騰等により、工事費が上がる中で、施工業者がマイナスになる状況でも、最初に決めた基準でしか施工できないのか。</p> <p>⑬ 民間より契約変更は難しいのか。</p> <p>⑭ オリンピック等で資材費が上がると思うが。</p>	<p>⑫ 基準に基づいて積算して、応札していただいて、契約を結ぶが、物価が急上昇した場合には、契約変更する場合がある。</p> <p>⑬ 民間の状況はわからないが、一定の物価上昇があれば、契約変更することとしている。</p> <p>⑭ 毎年単価の見直しを行っている。</p>

<p>⑮ 監理技術者等人が足りない状況があるか。</p> <p>⑯ 1 者応札が多いのであれば、公共工事の出しすぎという事はないか。</p>	<p>⑮ 工事によって専任を置くケースでは、その工事が終わるまでは、他の工事に就けないため、条件が合わず、応札を辞退するケースはあると思う。</p> <p>⑯ 工事件数は減ってきており、業者としては、もっと出して欲しいというのが実態だと思う。</p>
<p>⑰ 一般的に言って、前期よりも後期の方が応札数が少なくなるのか。</p> <p>⑱ そうであれば、前半に発注すればいいではないか。</p> <p>⑲ 今期に同時期に同種の工事を施工して工期が重なる事はあるか。</p>	<p>⑰ 1 者しか応札がなかったり、指名競争入札で応札が 0 だったり、1 者の為、不調となるケースが比較的后半の方が多い気がする。</p> <p>⑱ 補助金の関係などがある。できるだけ平準化するように言われておる中でできるだけ早期発注するようにしているが、国、県の補助金の関係もあって、後半にならざるをえない状況もある。</p> <p>⑲ 今回の対象案件は、すべて 10 月以降に発注したものである。</p>
<p>⑳ 今回の工事で、下水道工事は、工事箇所が市内に万遍なく施工されているように思うが、その状況は。</p>	<p>⑳ 下水道の整備は、国の認可を受けて整備している。出雲地域、平田地域、大社地域、湖陵地域、斐川地域の整備を進めている。認可を受けた地域を順次進めている。</p>
<p>㉑ 今回の管渠工事とは、難しい工事なのか。応札数は少ないと思うが。</p>	<p>㉑ 今回の会議の対象工事には、開削工事、推進工事が含まれており、特段難しい工事ではないが、専門的な工事なのでできる業者は限られると思う。</p>
<p>㉒ 私の経験では、A 級ランクの業者であれば、どこでもできると思う。</p>	
<p>2) 佐田中学校改築解体工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 落札率が低いのはなぜか。応札した 2 社ともが設計額より相当低い金額で入札をしている。設計額の算出基準が実情に即したものになっていないということがあるのか。</p>	<p>① 落札業者の企業努力によるものではないかと考えられる。</p> <p>設計については、数量の適正算出はもちろん、工事単価についても、県単価、刊行物単価を採用し、単価の無いものについては三社見積りを取り、実勢単価を考慮して算出している。解体発生材の運搬処分については、各処分品目ごとに、複数の処分場に対して運搬費と処分費の複合単価で比較し、最も安い処分場を選定している。また、共通費については、通常の工事で使用する割合での算出ではなく、工事内容</p>

<p>② 他の解体工事も落札率が低いので解体工事にそういう傾向があるのか。</p> <p>③ 解体工事には基本的に最低制限価格、調査基準価格を設定しないということだが、理由は何か。また、例外とはどのような場合か。</p>	<p>を考慮した低い割合で算出したものを使用している</p> <p>② 近年多くの解体工事の入札において、低くなる傾向がある。</p> <p>③ 解体工事に最低制限価格、調査基準価格を設定していない理由は、平成22年度の出雲市入札制度検討委員会の中で、工事内容が簡易で品質確保の必要がない判断としたためである。 ただし、例外として、立地条件、規模の大小、アスベストの含有などの理由により品質確保が必要であると判断したものについては、設定を行っている。</p>
<p>④ 資料によって工事種別が異なるのはなぜか。</p>	<p>④ 解体工事の業者登録する際、とび、土工の許可を持っている事、なおかつ、建築の登録もある事等を条件にしている。</p>
<p>⑤ どの解体工事で落札率が低くなっているのか。どの業者も設計額より低く応札するのであれば、社会の実勢より高い設計額となっていないか。</p>	<p>⑤ 設計は県の基準に基づいて行っているので、無理に高い金額で設計している訳ではない。解体工事については、他の工種に比べると落札率が低めになっている現状がある。自社で処分地を持っているなどの理由が考えられるが、はっきりとした事は分からない。</p>
<p>⑥ 解体した層の処分は業者に委ねているのか。</p> <p>⑦ 有価物は。</p> <p>⑧ 設計額が高いのか、業者が赤字覚悟で応札しているのか、どちらかだと思いが。</p>	<p>⑥ そのとおり。</p> <p>⑦ 当然工事代金から有価物分を差し引く形で契約する。</p> <p>⑧ 適正な価格で設計している。企業努力、自社での処分ができるなどの背景があるのではないかと思う。</p>
<p>⑨ 受注者が全てを行うのではなく、下請けに出していると思うが、業者の育成を考えると最低制限価格が大事でないかと思う。落札率が低いのは、下請け業者いじめではないか。解体工事にも最低制限価格が必要では。この点を要望しておきたい。</p>	<p>⑨ 入札制度検討委員会の中で審議したい。</p>
<p>⑩ 出雲市以外の自治体の状況は。</p>	<p>⑩ 最低制限価格を設けている自治体もあると思う。</p>

3) 平成28年災柳谷田儀駅前線道路災害応急工事	
意見・質問	回答
① 資料の中の見積通知とは。 ② 予定価格は見積に基づくのか。	① 見積を依頼すること。 ② この工事では、設計をコンサルに発注し、完成した設計書により、設計額を算出し、予定価格としている。
③ 今回のように1者しか施工できない工事はどの位あるか。	③ ほとんどない。今回の工事は、鉄道敷地内から施工する関係で、業者が限られる。
④ 緊急性と1者しかないのとどちらがウェイト大きいのか。	④ 今回は、両方の面がある。通常だと緊急性がある場合は、近辺の能力があり、施工条件の合う複数の業者から見積を徴して、その上で随意契約をしている。